

函館市文化・スポーツ振興財団における環境に配慮した経営についての指針

(平成17年7月策定)

(平成29年4月改定)

- 1 当財団は、函館市環境基本条例（平成11年9月施行）における事業者の責務を正しく理解し、事業活動を行うものとする。

函館市環境基本条例

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる廃棄物等の適正な処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用されまたは廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全および創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全および創造に関する施策に協力する責務を有する。

- 2 当財団は、函館市環境基本計画〔第2次計画〕（平成22年3月策定）、環境配慮行動計画＝事業者編＝（平成13年3月策定）、函館市環境配慮率先行動計画(IV)（平成29年3月策定）の趣旨を正しく理解し、その実践に努めるものとする。
- 3 当財団は、職員が良好な環境の保全ならびに快適な環境の維持・創造についての理解を深めるため、適宜、職員研修を実施し、職員の意識啓発に努めるものとする。